

障がい児通所支援事業
【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ◇利 用 契 約 書
- ◇重 要 事 項 説 明 書
- ◇個 人 情 報 使 用 同 意 書

社会福祉法人大木福祉会



児童発達支援

もりのこ

第6条（利用料の支払い方法）

保護者は、前条第1項及び第2項に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）を月ごとに事業者を支払います。

- 2 事業者は、利用料金に係る請求書をサービス提供月の翌月10日までに保護者に通知します。
- 3 保護者は、利用月の請求額を、請求のあった月の20日までに支払います。
- 4 事業者は、保護者から利用料金の支払いを受けた時は、保護者に領収証を交付します。

第7条（事業者の義務）

事業者は、利用児童の意思と人権を尊重し、常に利用児童の立場にたって、障がい児通所支援を提供します。

- 2 事業者は、サービスの提供にあたって、利用児童の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- 3 事業者は、この契約に基づく内容について、保護者の質問等に対して適切に説明を行います。
- 4 事業者は、業務上知り得た利用児童やその家族等の秘密を保持します。また、他の指定障がいサービス事業者等に対し、利用児童に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。
- 5 事業者は、利用児童又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用児童の行動を制限する行為を行いません。

第8条（事故と損害賠償）

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用児童の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、サービスの提供により、事業者の責任と認められる事由によって利用児童に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償をします。

第9条（契約の終了）

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。その場合、保護者は契約終了希望日の30日前まで文書で事業者に通知するものとします。

- 2 前項にかかわらず、事業者が次の各号に該当する行為を行った場合には、保護者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が第7条第4項（秘密の保持）に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用児童が利用児童の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で告知することにより、この契約を解除することができます。

- 4 前項にかかわらず、利用児童又は保護者が次の各号に該当する場合には、事業者はただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 保護者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。
- (2) 利用児童が、故意又は重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
- (3) 利用児童がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
- (5) 利用児童が連続して3か月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3か月を超えて入院した場合。
- (6) 利用児童が死亡した場合。

第10条（苦情解決）

保護者は、この契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及びその方法等について、保護者に文書で報告します。

3 事業者は、保護者が苦情を申し立てたことを理由として、利用児童に対し、不利益となるような対応はしません。

第11条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は法その他諸法令の定めるところに伴い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者及び事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

住 所

氏 名

印

（利用児童との継続）

利用児童名

事業者住所 福岡県三潁郡大木町大字絵下古賀 178-6

事業者名 社会福祉法人大木福祉会 児童発達支援もりのこ

代表者氏名

理事長

塚本 泰有

印

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上の留意点を、利用希望者に対して説明するものです。

1 事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人 大木福祉会
法人所在地	福岡県三潁郡大木町大字三八松 744 番 1
電 話 番 号	0944-32-1204
代表者氏名	理事長 塚本泰有

2 利用施設

事業所の種類	社会福祉法人 大木福祉会
施設の名称	児童発達支援 もりのこ
施設の所在地	福岡県三潁郡大木町大字絵下古賀 178-6
連絡先	電話番号：0944-88-8888 F A X：0944-88-8850
管理者	大楠 成実
児童発達支援管理責任者	西山 香織
利用定員	10名
開設年月日	令和8年4月1日
サービスの実施地域	大木町／筑後市／柳川市／大川市／久留米市城島町及び三潁町

3 サービスの目的・運営方針及び支援方針

目 的	学齢期にある心身障害児に対し、学習や文化活動等を通して、集団活動や社会適応の訓練、基礎的な育成指導等を行うことを目的とします。
運営方針	児童発達支援及び放課後等デイサービスを通じて、生活能力の向上に必要な訓練を行い、社会との交流を促進するために、当該障がい児の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な療育を実施します。
支援方針	家庭的な雰囲気の中で育む「生きる力」 ・自然の中での遊びを通して育む「健康的な身体と思いやりの心」 ・友人関係やルールの中で育む「社会性と自立心」 ・感動する体験から生まれる「豊かな感性と創造力」

4 事業所の施設設備の概要

<施設>

敷地	敷地全体	1,455.66㎡
	園庭	574.73㎡
建物	構造	鉄骨造2階建
	延面積	420.35㎡

<主な設備>

居室の種類	室数	面積	設備
発達支援室	1室	56.28㎡	各種スイング、巧技台、キーボード
指導訓練室	1室	30.70㎡	学習机、椅子、ホワイトボード、テレビ
遊戯室	1室	99.86㎡	トランポリン、バランスボール
多目的室	1室	25.95㎡	絵本、図鑑、パズル
静養室	1室	25.89㎡	
調理室	1室	29.83㎡	食器洗浄機、コンロ、炊飯ジャー
相談室	1室	5.70㎡	鍵付き書庫、机、椅子
事務室	1室	14.24㎡	事務机、椅子、パソコン
便所	3室	28.44㎡	
倉庫	2室	12.15㎡	
食品庫	1室	1.62㎡	

5 職員の配置状況

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1名		(兼任)
児童発達支援管理責任者	1名		
保育士	2名	1名	
児童指導員	1名		
指導員	1名		
作業療法士		1名	
<p>当事業所では、児童福祉法及び障害者総合支援法の定める基準を遵守し、サービスの提供に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。</p> <p>ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。</p>			

6 営業間とサービス提供時間等

営業日	○児童発達支援：月曜日～金曜日 ○放課後等デイサービス：月曜日～土曜日 ※国民の祝日、お盆期間（8/12～8/15）及び年末年始（12/29～1/3）を除く
営業時間	平日：午前9時から午後6時まで 土曜日及び長期休暇：午前8時から午後5時まで
サービス提供時間	○児童発達支援：午前9時30分から午前11時30分まで ○放課後等デイサービス： ・平日：午後2時から午後5時15分まで ・土曜日及び長期休暇：午前8時30分から午後4時まで
主たる対象者及び対象年齢	知的障がい者、身体障がい者ならびに発達障がい者とします。 対象年齢：児童発達支援【未就学児】 ：放課後等デイサービス【小学校1年生～高校3年生まで】

7 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、パソコン操作、レクリエーション、イベントの参加など地域との交流等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
生活相談	利用児童及びその家族が希望する生活や利用児童の心身の状況等を把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックを行うなど、常に利用児童の健康状況に注意するとともに、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	必要に応じて保護者の同意のもと利用児童宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両で利用児童の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。
食事の提供	希望により、利用児童の身体状況に配慮した食事を提供します。

(2) 利用料金

- ・提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
- ・保護者の方は、世帯の所得に応じた額（負担上限月額）をご負担ください。ただし、1割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※障がい児通所給付費等について事業者が代理受領を行わない（保護者が償還払いを希望する）場合は、障がい児通所給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障がい児通所給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

(3) その他費用について

内 容	料 金
おやつ代	1日につき 100円
日用品費	(実費)円
食事の提供に係る費用（クッキング活動）	(実費)円
行事等参加料金（交通費等）	(実費)円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	(実費)円

(4) 利用料金等のお支払い方法

前記(2)及び(3)の費用は、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合の上、請求月の20日までに、現金にてお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

また、障がい児通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。

9 サービスのご利用の際にご留意いただく事項

(1) 受給者証の確認

受給者証に記載された「住所」、「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、保護者及び利用児童の意向に配慮しながら個別支援計画を作成します。作成した個別支援計画については、案の段階で保護者及び利用児童に内容を説明し、保護者の同意を得た上で交付いたします。

(3) 個別支援計画の変更等

個別支援計画は、利用児童等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) サービス実施記録の確認

サービス実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。

(5) 利用児童の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者の負担となります。

10 虐待の防止について

事業者は、利用児童等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(児童発達支援管理責任者) 西山 香織
虐待防止に関する責任者	(施設長) 大楠 成実

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	えさき小児科・内科医院		
医師名	江崎 拓也		
所在地	福岡県三潴郡大木町大字福土 114-3		
電話番号	0944-32-1125		
診療科	小児科・内科	入院設備	無

12 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。】

保険会社名 (損害保険ジャパン株式会社)
 保 險 名 (社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」)
 補償の概要 (見舞費用付補償、傷害事故補償)

1 3 苦情等の受付について

提供したサービスに係る保護者からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業者の窓口	苦情解決担当者（職名）児童発達支援管理責任者（氏名）西山 香織 苦情解決責任者（職名） 施 設 長（氏名）大楠 成実
市町村の窓口	<p>【大木町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大木町福祉課 電話：0944-32-1060 ・大木町社会福祉協議会 電話：0944-32-2423 <p>【筑後市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑後市福祉課障害者支援担当 電話：0942-65-7022 <p>【柳川市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川市福祉課障がい者福祉係 電話：0944-77-8512 ・障がい者基幹相談支援センター「きらり」 電話：0944-76-4411 <p>【大川市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大川市福祉事務所障がい福祉係 電話：0944-85-5532 <p>【久留米市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久留米市健康福祉部障害者福祉課 電話：0942-30-9035
公的団体の窓口	<p>福岡県運営適正化委員会</p> <p>所在地 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7 (社会福祉法人福岡県社会福祉協議会)</p> <p>電話番号 092-915-3511 ファックス番号 092-584-3790</p> <p>受付時間 月～金（祝日を除く） 9：00～17：00</p>

1 4 事業所のご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	利用児童がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗 教 活 動 ・ 政 治 活 動 営 利 活 動	利用児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の利用児童等に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

「児童発達支援もりのこ」の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所

(所在地) 福岡県三潴郡大木町大字絵下古賀 178-6

(名称) 社会福祉法人大木福祉会 児童発達支援もりのこ

(説明者) 印

私は、本書面に基づいて事業者から「児童発達支援もりのこ」の重要事項説明を受け、
【 指定児童発達支援 ・ 指定放課後等デイサービス 】の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

保護者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(児童氏名) _____

個人情報使用同意書

私（及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- (1) 事業者が、障がい児サービス等の提供にあたり、事業者が円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- (2) 当事業者で、本事業及び関連する事業の事務において必要な場合。

2 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用すること。
- (2) 個人情報の提供については、関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- (1) 氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況など、事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- (2) 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見。
- (3) その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

以上

令和 年 月 日

社会福祉法人 大木福祉会
児童発達支援 もりのこ
施設長 大楠 成実 殿

保護者

(住 所)

(氏 名)

印

(児童氏名)
